

第 272 回開発審査会承認  
平成 19 年 11 月 30 日施行

### 運用基準 1 3 地区集会所等【包括承認基準】

地区集会所等に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 予定の建築物が地区集会所，集落青年館，公民館（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）によるものを除く。）等準公益的な施設であること。
- 2 当該市街化調整区域に存する町内会，自治会等の自治組織によって運営され，適正な管理が行われるものであること。
- 3 レジャー的な施設その他の目的の建築物と併用されるものでないこと。
- 4 地区集会所等としてふさわしい規模，構造，設計等のものであること。